

# 平成27年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

平成27年 2月23日（月）午後1時30分より、平成27年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

## 1. 出席議員 6 名

1 番	印南修太	2 番	鈴木拓也
3 番	齋藤成宏	4 番	西川美佐保
5 番	青山晋	6 番	近藤浩

## 2. 欠席議員 0 名

## 3. 出席者

管理者	並木心	副管理者	石塚幸右衛門
会計管理者	小林健朗	教育長	桜沢修
事務局長	江上美恵子	給食課長	桶田潔
庶務係長	数野貢一	管理給食係長	橋本正志
庶務係	瀧島淳介		

## 4. 本日の日程は、次のとおりである。

### 議事日程（第1号）

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	議案第1号 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第2号 平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）
日程第 5	議案第3号 平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算
日程第 6	議案第4号 平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について
日程第 7	議案第5号 教育委員会委員の任命について
日程第 8	議案第6号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
日程第 9	議案第8号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第10	議案第9号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第11	議員派遣について

開会時刻 午後1時30分

○議長（近藤 浩） 皆様、こんにちは。ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきますと思います。

皆様、こんにちは。本日は、平成27年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、それぞれの地元の定例議会が間近ということ、また、4月には4年に一度の皆様にとっては大切な選挙のことがあるという、間近に控えまして、それぞれお忙しい中をご出席を賜りまして、ありがとうございます。

また、日ごろより当組合の運営につきましては、深いご理解とご協力を賜り、安全で安心な給食を提供させていただいておりますことに対して御礼を申し上げます。

さて、今年度、当組合におきましては、第1センター食器洗浄機の買替え、第2センター高架水槽の取替工事等を行い、作業の効率化や衛生管理のさらなる徹底に努めるとともに、学校給食絵画コンクールや栄養教諭による食育指導等を実施し、食育を推進してまいりました。

学校給食の果たす役割がますます高くなっていく状況の中で、今後も徹底した衛生管理と効率的事業の運営を行い、安全安心な学校給食の提供にさらに努めてまいりたいと思います。

さて、今回ご提案を申し上げさせていただく案件でございますが、平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算など8件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしく審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤 浩） 以上で管理者の挨拶は終わりました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」の件を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第64条の規定に基づき、5番 青山 晋議員、1番 印南修太議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決

定いたしました。

次に、日程第3、議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。

- 管理者（並木 心） それでは、議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

本案は、平成26年の東京都人事委員会勧告に準じ、平成26年12月以降、給与改定を実施することとした構成市町の動向を勘案し、羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の給与を改定するとともに、併せて文言整理を行うため、条例の一部を改定しようとするものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、羽村市職員の給与に関する条例の一部改正と同様の内容の給与改定を行うものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案第1号及び議案第1号資料のとおりであります。

まず、給料月額改定では、一般行政の職員に適用する一般職給料表（1）において、表上改定率で平均0.13%、表上改定額では平均446円の引き上げ、当組合における給与月額の実質改定率は平均0.13%、実質改定額は平均460円でございます。この結果、一般給料表（1）の引き上げと、それに伴うその他の手当に係る、いわゆる跳ね返り分を合計いたしました給与月額改定率は平均0.13%、実質改定額は平均で534円となります。

また、技能労務職の職員に適用する一般職給料表（2）では、表上改定率で平均0.16%、表上改定額では平均503円の引き上げ、当組合における給料月額の実質改定率は、平均0.12%、実質改定額は平均400円となり、給与月額の実質改定率は平均0.13%、実質改定額は平均で475円となります。

次に、諸手当の改定状況であります。特別給の年間支給月数を0.25月引き上げるため、3月期期末手当支給率を現行の「100分の30」から「100分の55」に改めるものであります。そのほか、第22条中の文言整理を行っておりますが、制度内容に変更はありません。

なお、この条例は本年から施行するとともに、この条例における改正後の一般職給料表の規定については、平成26年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（近藤 浩） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

2番鈴木議員。

- 2番（鈴木拓也） 総額でどのぐらいの影響があるかということをお尋ねします。

- 議長（近藤 浩） 江上事務局長。
- 事務局長（江上美恵子） 人件費の影響額でございますが、一般管理費で12万1,467円、学校給食費、調理員のほうでございます。150万7,365円で、合計で271万8,832円が影響額となります。
- 以上です。
- 2番（鈴木拓也） 了解しました。
- 議長（近藤 浩） ほかにありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
- これより、議案第1号に対する討論を行います。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。
- これより採決を行います。
- お諮りいたします。議案第1号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 次に、日程第4、議案第2号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の件を議題といたします。
- 提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。
- 管理者（並木 心） 議案第2号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。
- この補正予算は、歳入歳出予算の総額はそのままだ、歳出の款項の区分ごとに振り分けて補正をするものであります。
- 補正の概要ですが、歳出予算について、事務所費の組合事務所費は、65万4,000円増額し1億775万円とするものであります。
- 次に、教育費の教育総務費は、2万5,000円増額し43万6,000円とし、保健体育費については、239万6,000円減額し2億8,739万円とするものであります。
- 次に、予備費は、171万7,000円増額し807万8,000円とするものであります。
- 細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。
- 議長（近藤 浩） 江上事務局長。
- 事務局長（江上美恵子） 議案第2号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の詳細につきましてご説明いたします。
- 恐れ入りますが、補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。議案書でございます。

まず、事務所費の一般管理費でございますが、給料、職員手当等、及び共済費のうち職員共済組合負担金は、先ほどお認めいただきました給与条例の一部改正に伴う影響額と、当組合の人事異動等の実態に合わせまして、給料は10万円の減額、職員手当等は132万1,000円の増額、共済費のうち職員共済組合負担金は3万2,000円を増額するものでございます。

次に、備品購入費でございますが、議会等で使用いたします集音・録音用機器の破損による買替えのために8万円を増額するものでございます。

次に、教育費の教育総務費は2万5,000円の増額で、教育委員会会議回数増による報酬の増額補正でございます。

次、保健体育費の学校給食費につきましては、91万4,000円の減額でございます。

まず、報酬は、嘱託調理員の中途退職により72万9,000円を減額し、給与条例の一部改正に伴う給与改定及び職員の昇任等により給料は32万2,000円の増額、それから、次の8ページ、9ページをごらんください。職員手当等は160万2,000円の増額、共済費のうち職員共済組合負担金は5万6,000円増額するものです。

賃金は、調理補助員の勤務実態に合わせまして20万円の減額でございます。

その次の委託料、それから、その次の備品購入費につきましては、契約差金を減額するものでございます。

次に、施設整備費でございますが、工事請負費の契約差金148万2,000円を減額するものでございます。

最後に、予備費でございますが、今回の補正により減額となります171万7,000円を増額し、807万8,000円とするものでございます。

以上で、平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）の説明といたします。

○議長（近藤 浩） 以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 質疑ありませんので、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号に対する討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号「平成26年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予

算」及び日程第6、議案第4号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件については、関連がありますので一括議題といたしますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第3号及び日程第6、議案第4号の2件を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。

- 管理者(並木 心) 一括議題となりました議案第3号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び議案第4号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定」についてご説明申し上げます。

初めに、議案第3号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」でございしますが、平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,551万6,000円で、前年度と比較して431万4,000円の減額となっております。

まず、歳入については、羽村、瑞穂両市町からの分賦金は3億8,934万3,000円で、歳入総額の98.43%を占めております。繰越金については600万円、諸収入は17万3,000円となっております。

次に、歳出ですが、議会費は83万7,000円、事務所費は1億599万4,000円、教育費は2億8,690万2,000円、公債費は1万2,000円、予備費として177万1,000円でございます。

なお、人件費については、2億711万1,000円で、前年度と比較して415万4,000円の増額となり、構成比率は歳出総額の52.36%となっております。

次に、議案第4号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定」についてご説明いたします。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。本案は当給食組合にかかる経費について、平成27年4月1日現在の児童・生徒数の割合に基づき暫定分賦金を決定するため、ご提案申し上げるものであります。

平成27年度羽村市の暫定分賦金は2億4,579万2,000円、瑞穂町の暫定分賦金は1億4,355万1,000円とするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

- 議長(近藤 浩) 江上事務局長。
- 事務局長(江上美恵子) それでは、一括議題となりました議案第3号及び議案第4号の細部につきましてご説明いたします。

初めに、議案第3号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」につきましてご説明いたします。

お手元にお配りいたしました予算書の8ページ、9ページをごらんください。  
ここからが平成27年度の歳入歳出予算事項別明細書でございます。

まず、歳入についてご説明いたしますので、次の10ページ、11ページをお開きください。

第1款分賦金は3億8,934万3,000円で、前年度と比較して42万2,000円の減額でございます。なお、分賦金の負担割合につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、第2款繰越金は600万円で、前年度比400万円の減。

第3款諸収入は、17万3,000円で、第1項預金利子は1万3,000円、第2項雑入は16万円でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをごらんください。

まず、第1款議会費、組合議会費は83万7,000円で、隔年で実施しております先進地視察につきまして、議員改選の年に合わせて実施することに改めたため、本年度も関係予算を計上しております。

次に、第2款事務所費の一般管理費は、1億593万8,000円で、前年度比94万8,000円の減額でございます。

主な内容でございますが、給料、職員手当等及び共済費は、事務職員11名分の給料等で、平成26年の給与改定等によりまして、給料は前年度比46万5,000円の増額、職員手当等は同じく147万2,000円の増額、共済費のうち職員共済組合負担金は54万5,000円の増額でございます。

なお、職員手当等のうち地域手当につきましては、支給率が11%から10%に改定となりますので、前年度比40万5,000円の減額となります。

14ページ、15ページをごらんください。賃金は、単価の改定によりまして前年度比5万5,000円の増額でございます。

次に、報償費でございますが、9万7,000円で、給食ポスターコンクール実施のための報償金等でございます。

次に、委託費でございます、501万1,000円。

主な内容でございますが、廃棄物処理委託料、廃棄物等収集運搬業務委託料は、第1センター屋上に保管しておりますPCBを含むコンデンサー1基につきまして、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に従いまして廃棄を行うため計上したものでございます。

また、給食ポスターコンクールの入賞作品を給食配送車に掲示するため40万4,000円を計上しております。

次に、16ページ、17ページをごらんください。

第2項監査委員費は5万6,000円で、監査委員報酬等でございます。

次に、第3款教育費の教育総務費、教育委員会費は41万1,000円で、教育委員会委員報酬等でございます。

次に、18ページ、19ページをごらんください。

第2項保健体育費の学校給食費は、2億8,241万9,000円で、前年

度と比較いたしまして116万1,000円の増額でございます。

まず、報酬は907万7,000円で、前年度と比較しまして226万2,000円の増額となっております。次の報酬のうち嘱託員報酬につきましては、これまで調理師3名分を計上してまいりましたが、新たに栄養士1名分を追加計上したことによるものでございます。調理場の栄養職員につきましては、都の配置基準により今後も配置されますが、その定数は児童・生徒数の減少に伴い減となります。当組合においては、平成25年度は5名で配置しておりましたが、今年度より3名となることが決定しております。その関係で嘱託員栄養士1名を採用しようとするものでございます。

次に、給料、職員手当等でございますが、調理員14名分の給料等で、給与改定等により給料は前年度比79万8,000円の増、職員手当は同じく114万7,000円の増額でございます。

共済費は1,954万4,000円で、地方公務員災害補償基金負担金につきまして、昨年度までは一般管理費に計上しておりました調理員の負担金につきまして、現状に合わせましてこちらのほうに変更させていただいたものでございます。

次に、賃金は給食調理補助の臨時職員賃金で、単価改正によりまして前年度比49万2,000円の増額でございます。

20ページ、21ページをごらんください。

備品購入費は、給食用備品の買替え経費で、第2センター超高压食缶洗浄機、フードカッター等でございます。

次に、施設整備費の工事請負費は407万2,000円で、第2センター屋上の防水改修工事等を計上したものでございます。

次の22ページ、23ページをごらんください。

第4款公債費につきましては、前年度と同額でございます。

次の第5款予備費につきましては、177万1,000円で、前年度比22万8,000円の減額でございます。

次に、24ページから29ページは給与費明細書、その次の30ページ、31ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

以上で、平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の細部につきましてご説明いたします。

議案資料の議案第4号資料をごらんください。

平成27年4月1日現在の児童・生徒数の見込みは、羽村市が4,540人、瑞穂町が2,652人で合計7,192人でございます。したがって、分賦金の負担割合は、羽村市が63.13%、瑞穂町が36.87%で、分賦金につきましては、羽村市が2億4,579万2,000円、瑞穂町が1億4,355万1,000円、合計3億8,934万3,000円でございます。

なお、分賦金の負担割の確定は、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって算定し直し、11月議会において決定していただくこととしております。

以上で、平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定についての細部説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより、議案第3号及び議案第4号に対する質疑を行います。

質疑がありましたら発言を許します。鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 幾つかありますので、分けてお聞きいたします。

予算書の15ページで賃金で臨時職員の賃金、単価改定というお話がありましたけれども、幾らから幾らになったのかということをお尋ねします。

2点目が、そのすぐ下の報償費の中で給食ポスターコンクール入賞者賞品とあります。これはどういう内容のものなのかお尋ねいたします。

3点目が、ずっと下のほうへ来まして委託料の中でアスベスト等含有量調査委託料10万8,000円出して、これがどういう中身なのか、その関係もまずお尋ねいたします。

○議長（近藤 浩） 桶田給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

まず、1点目の臨時職員の時間の単価でございますが、890円から910円ということで計上させていただいております。これは羽村市に準じるものでございます。

2点目のポスターコンクールの入賞者の賞品ということでございますが、今年度につきましては、400点の応募があった中で入賞者を決めたわけですが、その入賞者の方に参加賞的な部分でお渡しする賞品でございます。文房具類を予定しております。

3点目ですが、アスベストの調査の関係でございます。この調査は平成22年に吹き付けアスベストに対する調査ということで東京都が実施しましたが、これは該当なしということで報告をしております。これの継続調査ということで、平成27年10月下旬にまた石綿含有建材等の使用状況調査を実施するということでございますので、それに対応する調査の実施でございます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 1点目と2点目はわかりました。

3点目のアスベストの調査なんですけれども、5年たって継続するということがなんですか。給食なのでごく心配だなんていう気がするんですけども、その継続してやる、5年間というのと、どういう意味合いがあって、1回やってなかったら、はい終わりじゃなくて、もう一度やるというのはどういうことなのかをお聞きします。

○議長（近藤 浩） 桶田給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

アスベスト等ということでございまして、その「等」の中にグラスウールですとかそういったものが含まれているかどうかという調査でございまして、アスベストに関しては、先ほど申し上げましたが平成22年に吹き付けアスベストに関しては該当なしということで報告はしてございます。

今回の調査が吹き付けアスベスト以外のもの、先ほど申しましたグラスウールとかそういったものを調査対象とするということで、給食センターでは第1センターと第2センターの煙突の中の素材について調査をするものです。煙突と申しますのは、ボイラーについている煙突の中の素材の調査ということになります。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） わかりました。アスベストはないと。それ以外の、今、グラスウールって例示がありましたけれども、グラスウールのほかにも幾つかあるんでしょうか。こういうものが使用されている、やっぱり、グラスウールなどが使用されているところはよくないという多分意味合いだと思うんですけども、まあ、調査してわかるんでしょうけれども、もし出た場合には、どうということになるのかという点についてお聞きします。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

吹付アスベスト以外のものも調査ということで、現在、給食には全く影響はございませんので、そういった中で今回、煙突の中を実施するということございます。その中で万が一、基準に合わない不適合なものが出たということでございましたら、それは対処していくということでございます。

以上です。

○2番（鈴木拓也） 了解しました。引き続きです。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 予算書の19ページなんですけれども、まず1点目が学校給食費の中の運営審議会委員報酬ですね、62万8,000円が計上されていまして、平成27年度はどういう会議、回数ですとか内容をされようとしているのか、それをお尋ねします。

それから、2点目は、その説明があつてなるほどという面もあつたんですけど、ちょっと確認で、そのすぐ下の嘱託員報酬です。子どもの人数が減ってしまったことによって、これまで5名配置できたものが3名になってしまったと。で、1人追加ということだったんですけども、2人減るのを1人追加で仕事量はかなり増えてしまって大変なんじゃないかなというふうに想像するんですけども、この辺うまく対処していけるのかどうか。

また、先ほどの説明で140人ぐらい来年度は減るということだったと思うんですけども、随分減っちゃうものなんだなと、5から3ですからね。ちょっと基準はどういうふうに線引きされているのかということをお聞きしたい。

いと思います。

それから、3つ目は、下の需用費の中で電気料なんですけれども、前回の議会でPPSという話を聞きましたら、齋藤議員がPPSという言葉はもう古いんだと。今、新電力って言うんですっていうふうにならぬ後でお聞きして、なるほどって思ったんです。この新電力への移行の検討というものがどういふふうにならぬのかという点です。それをお尋ねします。三つです。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

4点目の運営審議会でございますが、来年度につきましては、運営審議会4回開催予定で予算を計上させていただいております。

5点目の栄養士の関係でございます。栄養士の東京都の配置基準がどのようにならぬかという点と申しますと、児童・生徒数によって配置数が変わらぬこととございまして、羽村・瑞穂地区学校給食組合の場合、児童・生徒数の合計が5,000人から1万人までの間の配当とならぬこととございまして、これは東京都の基準で申しますと3人の配置ということにならぬこととございまして、平成27年度は3人の栄養士を東京都から派遣していただき、1名の栄養士につきましては組合のほうで嘱託員として採用し、4名体制で第1センター2名、第2センター2名ということとございまして、予算を計上させていただいております。

6点目のPPS、新電力の関係でございますが、これは先ほどの局長のほうからも説明がございまして、地球温暖化対策の推進に關する法律により、環境対策の面からも温室効果ガス、二酸化炭素などですが、排出係数が現在の業者よりも低いものを選定するということにならぬこととございまして、もちろん電気料も安いことは当然でございますが、今後、この新電力につきましては、3月に入札をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（近藤 浩） 鈴木議員。

○2番（鈴木拓也） 4点目の運営審議会の会議の内容ですね、どういふものかという。消費税の増税に伴って給食費の変更ということも言われていらぬと思らぬんですけれども、増税の時期が先送りにならぬということもございまして、どういふ会議にならぬのかということをお尋ねいたします。

それから、5点目の嘱託員、栄養士なんですけれども、平成25年度は5名配置されていらぬと、さっき説明がございまして、これは東京都からだと思らぬんですけれども、5名配置されていらぬのが、平成27年に3名にならぬと。5,000人から1万人だと3名配置でしたので、前5人というものは、逆にこっちが多かったのかなというふうにならぬと思らぬと、ちょっとその関係がよくわからなかつた。独自で雇用していらぬ部分があるかと思らぬんですけれども、以前これまで、これからこの新しい予算の内容を、ちょっとその違いが、総人数が5人から4人にならぬというものはわかつたんですけれども、組合が独自で雇用していらぬ人数がそのうち何人ずつだったのかというところが恐らくあるんでしやうね。確認の意味でそれをお聞かせください。

それから、最後の電気料なんですけれども、3月に入札ということで、つまり、これまでは東京電力だったと思うんですけれども、そこから変わってくる可能性も含めて、やるんですよということになっているのか、ちょっとこれ確認ですけれども、再度お伺いします。

○議長（近藤 浩） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

先ほどの、まず運営審議会のほうですが、こちらにつきましては、今、「給食費の適正なあり方」という諮問をしております、答申をいただく予定でございます。その答申を精査していく中で、また給食費の適正なあり方の答申について、今度はどういった方向で実際進めていくのかといったものも含めて運営審議会のほうでは議論していただく予定でございます。

5点目の栄養士でございますが、平成25年度に5人栄養士がいたわけでございますが、平成26年度は、平成26年度に既に東京都の栄養士については国の基準が、先ほどの基準が適用されまして3名ということでございましたが、ここは激変緩和ということで東京のほうにお願いして、それを1名1年間だけ延長していただいたということでございます。したがって、平成27年度につきましては3名でお願いするというようなことで、東京都のほうでも決まっておりますので、今までどおりの給食を提供するために、1名組合のほうで嘱託員として採用させていただくものでございます。

6点目の新電力の関係でございますが、1点済みません、訂正をお願いしたいんですが、私、先ほど3月に入札予定と申しましたので、新年度予算でございますので、4月以降に入札予定ということで、済みません、訂正をお願いいたします。

入札と申しましたが、新年度以降に検討していくということで、訂正をさせていただきます。済みませんでした。

以上です。

○議長（近藤 浩） よろしいですか。ほかに質疑のある方。西川議員。

○4番（西川美佐保） 予算書の19ページの、先ほどの運営審議会委員報酬のことなんですけれども、委員の審議会の中で、これまで子どもたちの給食が足りないという声を私は聞いているんですけれども、そういった話がこれまで出ていなかったかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（近藤 浩） 桶田給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

平成26年度の5回実施した運営審議会の中では、ボリューム、給食の量的な部分についてもご意見をいただいております。（「足りないというふうに」と呼ぶ者あり）

足りない、高学年、特に小学校の高学年については、足りない子もいるというようなご意見はいただいております。

以上です。

○議長（近藤 浩） 西川議員。

○4番（西川美佐保） その足りない声に対して、今後、私も、かなりの子が足りないという声を聞いているんですけど、例えば、パンからご飯に替えることが、ちょっとお腹がもつような物に替えるとか、何か今後ちょっと対策が必要ではないかなって感じたんですけども、今後どのように対応されるのかお伺いします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 今の給食の量が足りないというご意見なんですが、確かに、運営審議会の中でも高学年から中学生、特に運動している子どもたちに関しましては、お母さん方からそういう意見も聞いております。

給食センターといたしましては、栄養摂取基準と、それから量的なもの、そういうものにつきましても、栄養士のほうできちっと計算をいたしまして不足のないような形で今提供しております。ですので、あとは子どもたちによって食べる子ども、少食な子どもとかいろいろだと思しますので、それは学校のクラスの中でいろいろ調整をしていただいたりとかというところでカバーしていただいているというのが現実だと思います。

ただ、栄養士のほうもそういう意見を聞いておりますので、そういう声にもお応えできるようにいろんな工夫、献立の工夫などはこれからも気をつけて実施していきたいと思えます。

以上です。

○議長（近藤 浩） ほかにありませんか。1番印南議員。

○1番（印南修太） 21ページの工事請負費、施設整備費なんですけれども、私、2年間携わらせていただいて、前回も、毎回毎回大きな修繕の工事というのが出てきていると思うんですけども、今後予定される、こういうところが直す必要があるというふうに想定されるものが今現時点でわかっていたら教えていただけますか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 今後の想定でございますが、内部で内々に調査して検討中ではございます。

今のところ、なるべく早めにメンテナンスしていくことで大きな工事をなるべく防ごうということしております。ですので、大規模ということは考えておりませんが、やはり設備といたしましては、どちらかというところと第1センターと第2センターのほうの高速の洗浄機ですね。そちらのほうは、今、買替えをさせていただいておりますが、今、古くなったものをもう少し1基が2基ぐらいは買替えが出てくるのではないかと。その時には1,000万円程度の金額が出てくるのではないかとというふうに考えております。

そのほか、調理場のほうの傷みがあるところに関しましては、床とかの沈みが少し出てきている部分もありますので、そういうところは部分的に改修させていただくようなことは必要だと思います。

そのほか、浄化槽ですね。第一と第二の給食後の洗浄した水を流す排水のほう、それを浄化して下水に流しているわけですが、そちらのほうの浄化槽なん

かも多少、ちょっと年限が経っておりますので、こういうものについても早め早めに部分で交換していくというようなことで考えておまして、年間で毎年幾らということはちょっとなかなか言えないんですが、今までお願いしてきた程度の金額は今後も見通しとしてかかるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（近藤 浩） 印南議員。

○1 番（印南修太） 昨年、立川の新しい給食センター、視察に行かせていただいて、ちょっと漠然とした質問になってしまうんですけども、今のセンター長のお話ですと、かなりこれから考えればいろいろ出てくるとは思うんですけども、長期的に見て新しく給食センターにしていこうというような想定、構想みたいなものは、今漠然とはあるんでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（江上美恵子） 建物、どちらにしても、もう今、第1センターが43年ぐらいたと思います。第2センターのほうはその7年後でございますので、建物としましては、一般的に言えば、コンクリートの建物は大体耐久年数が60年くらいと言われております。なので、この先何十年もこの施設ということではなかなか難しいだろうと想定しておりますので、いずれ検討は必要になってくるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（近藤 浩） ほかにありませんか。

（質疑なし）

○議長（近藤 浩） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、議案第3号に対する討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第3号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算について」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号「平成27年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「教育委員会委員の任命について」の件を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第5号「教育委員会委員の任命について」ご説明いたします。

本案につきましては、現教育委員であります鳥海俊身氏が、平成27年3月31日任期満了となることからご提案申し上げるものであります。

鳥海俊身氏は、平成26年7月から当組合の教育委員としてご尽力をいただいております。

鳥海氏の経歴は、お手元に配付しております議案第5号資料のとおりですが、本人は極めて人格高潔で、教育行政には高い識見の持ち主であり、教育委員としてふさわしい方であります。

以上、教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び第5条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤 浩） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 質疑ありませんので、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号に対する討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号「教育委員会委員の任命について」の件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、日程第8、議案第6号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」、日程第9、議案第7号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」及び日程第10、議案第8号「東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の3件につきましては、関連がありますので一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 6 号、日程第 9、議案第 7 号及び日程第 10、議案第 8 号の 3 件を一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、ただいま一括議題となりました議案第 6 号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」、議案第 7 号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、議案第 8 号「東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の 3 件につきましてご説明申し上げます。

本案 3 件は、あきる野市のほか 2 町 1 村のし尿処理を行う秋川衛生組合が処理量の減少等により、平成 27 年 3 月 31 日付をもって解散し、同年 4 月 1 日から当該業務を西秋川衛生組合に引き継ぐこととしたことに伴い、秋川衛生組合が加盟団体となっている機関及び一部事務組合の規約をそれぞれ変更する必要が生じたことから、地方自治法の規定に基づき議決依頼があったものであります。

改正の内容につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（近藤 浩） 江上事務局長。

○事務局長（江上美恵子） それでは、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号の 3 件の詳細につきましてご説明をいたします。

まず、お手元に配付いたしました議案第 6 号資料、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約新旧対照表をごらんください。

公平委員会を共同設置する市町村及び一部事務組合を規定している別表から秋川衛生組合を削る改正を行うものでございます。

なお、この規約変更は、東京都知事への届け出の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

次に、議案第 7 号資料、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約新旧対照表をごらんください。

これは、構成団体を規定している別表のところから秋川衛生組合を削る改正を行うもので、この規約変更は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

次に、議案第 8 号資料、東京都市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約新旧対照表をごらんください。

こちら、構成団体を規定する別表第 1 と組合議員選挙区及び議員定数を規定する別表第 2 から、それぞれ秋川衛生組合を削る改正を行うものでございます。

なお、この規約変更は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成 27

年4月1日から適用するものでございます。

以上で、議案第6号、議案第7号、議案第8号の詳細説明とさせていただきます。

以上です。

- 議長（近藤 浩） 以上で提案理由並びに内容説明は終わりました。  
これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 質疑ありませんので、質疑を終了いたします。  
これより、議案第6号に対する討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第6号「東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これより、議案第7号に対する討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第7号「東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これより、議案第8号に対する討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。  
これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第8号「東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について」の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第11、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第76条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤 浩) ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
これにて閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後2時30分 閉会